

指数表

申込日	月	日	保育園 保育所 こども園	〔児童名〕
-----	---	---	--------------------	-------

※就労時間数は、休憩時間を含めない時間で算定となります

保育の実施基準指数

番号	入所事由	保護者の状況		基準指数	父	母	その他 (同居人等)		
		細目							
1	就労 (内職は除く)	月20日以上	月140時間以上の就労を常態		10				
			月120時間以上の就労を常態		9				
			月100時間以上の就労を常態		8				
			月80時間以上の就労を常態		7				
		月16日以上	月120時間以上の就労を常態		8				
			月100時間以上の就労を常態		7				
			月80時間以上の就労を常態		5				
その他	上記以外		4						
2	内職	月16日以上	月120時間以上の就労を常態		6				
			月100時間以上の就労を常態		5				
			月64時間以上の就労を常態		4				
		その他	上記以外		2				
3	就労内定	月20日以上	月140時間以上の就労を常態		9				
			月120時間以上の就労を常態		8				
			月100時間以上の就労を常態		7				
			月80時間以上の就労を常態		6				
		月16日以上	月120時間以上の就労を常態		6				
			月100時間以上の就労を常態		5				
			月80時間以上の就労を常態		4				
その他	上記以外		3						
4	妊娠・出産	出産等	出産前後で保育できない場合(切迫流産は疾病扱い)		7				
5	疾病	入院	疾病・負傷により1か月以上の入院		10				
		自宅内療養	常時病臥		10				
			精神疾患	重度の症状		10			
				上記以外		8			
			一般療養	常時病臥にはならないが安静を要する		7			
上記以外		3							
6	心身の障がい	障がい	身体障害者手帳1・2級程度		10				
			療育手帳A1・A2・B1程度, 精神障害者保健福祉手帳1・2級程度		10				
			療育手帳B2程度, 精神障害者保健福祉手帳3級程度		8				
			身体障害者手帳3級程度		6				
			身体障害者手帳4～6級程度		4				
7	親族の 介護・看護	入院・施設等への付き添い(指数は番号1を準用)		10~3					
		居宅介護	常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護		8				
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴等)を必要とする場合		6				
			上記以外の程度		3				

8	災害	災害による家屋の損傷、その復旧にあたる場合	10		
9	求職活動	求職活動のため、外出することを常態としている場合	2		
10	就学等	就学・技能習得のため保育できない場合（指数は番号1を準用）	10～3		
11	虐待等	虐待やDVのおそれがある場合	10		
12	その他	不存在（死亡・離婚・行方不明・拘禁等）	10		

調整指数

調整指数の加減を適用する世帯の状況					
福祉的 配慮	児童虐待・育児放棄・DV ※1		20		
	ひとり親世帯（離婚調停等による別居も含む ※2）		5		
	ひとり親世帯で同居親族がいる場合（離婚調停等による別居も含む ※2）		4		
	両親不存在		3		
	保護者に重度の障害があり、身体的・能力的に養育が困難であると認められる場合		2		
	生活保護法による被保護世帯		1		
	世帯の生計中心者の失業により緊急に生計費を得るための就労を要する場合		1		
	入所希望児童が障害を有する場合		3		
養育環境の 配慮	年齢上限がある認可保育施設の今年度末卒園児が次年度4月の申込をする場合		3		
	入所希望児童を認可外保育施設等に預けることを常態としている場合 ※3		2		
	転入による入所希望（転入元で保育施設に在園していた場合に限る）		2		
	産後休業・育児休業からの復職に合わせて入所希望		2		
	育児休業取得により一度退園し、育児休業明けに同じ保育所を入所希望		3		
	育児休業取得により1号認定に変更し、復職に合わせ2号認定への申込をした場合		3		
	多胎児を同時に申込み場合		1		
	保護者の一方が単身赴任していることが確認できる場合		1		
その他	保育可能と認められる60歳以下の親族が同一敷地内にいる場合		-5		
	保育可能と認められる61歳～65歳以下の祖父母が同一敷地内にいる場合		-2		
	兄弟姉妹（2,3号）が既に入所している保育所・こども園への入所を希望する場合 ※4		4		
	兄弟姉妹（1号）が既に入所しているこども園への入所を希望する場合 ※4		3		
	転園希望の場合（転居・転職により通園が困難な場合を除く）		-10		
	同一世帯に未申請児（介護を要する児童等を除く）がいる場合		-2		
	過去6ヶ月分以上の保育料滞納があり納付計画を履行していない世帯		-10		
	入所承諾通知発送以降に入所を取下げした場合（取下げをした利用年度に限る）		-10		
	市外在住者（転入予定者※5を除く）の場合※6		-10		
	保護者が保育士・保育教諭等で、市内保育施設に勤務中または採用予定の場合		15		
合 計			+ + + =		

事由： 虐 不 疾 災 就労中 介 妊 就学 内定 求

待機期間： . ~

※1・・・関係機関が発行する意見書や証明書等がある場合に適用。

※2・・・離婚前提別居であることが証明書等により判断できる場合に限る。

※3・・・就労等により家庭での保育ができず認可外保育施設等（一時預かり含む）を利用している場合に限る。

※4・・・対象施設が第一希望の場合に限る。

※5・・・小山市内での住所がわかる書類（住宅の売買契約書や賃貸契約書等）+転入に関する誓約書の提出がある場合に限る

※6・・・保護者が保育士・保育教諭等で、市内保育施設に勤務中または採用予定の場合を除く

父母の基準指数と調整指数の合計を、入所申込児童の基本点数とする。

《指数の合計が同点の場合の優先順位》

第一段階	小山市民の世帯を優先する(転入予定者は小山市民扱い)
第二段階	希望順位が高い世帯を優先する
第三段階	保育の実施基準指数が高い世帯を優先する
第四段階	調整指数において、福祉的配慮>養育環境の配慮の順に優先する
第五段階	入所事由の項目別に優先する 虐待等>不存在(ひとり親)>疾病・障害>災害復旧>就労中>介護・看護> 妊娠・出産>就学>就労内定>求職活動
第六段階	兄弟姉妹同時申込の世帯を優先する
第七段階	待機期間の長い世帯を優先する
第八段階	入所希望月が早い世帯を優先する
第九段階	住民税所得割が低い世帯を優先する